

日本バプテスト連盟
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2017年 1月 18日 No.40

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



憲法審査会の監視

泉バプテスト教会 城倉 啓

0. はじめに

2016年秋の臨時国会（第192回国会）で憲法審査会が衆参ともに再始動しました。本ニュースレターでは国会でどのようなことが話し合われているのかを「見張り」、そして、その分析から予測される改憲の内容について考え、全国諸教会・伝道所みなさんに分かち合います。

人の子よ、わたしはあなたを、イスラエルの家の見張りとする。エゼキエル書3章17節

1. 開催日時

衆議院		参議院	
第192回国会			
160926	※発言項目なし 役員選出	161011	※発言項目なし 役員選出
161117	憲法及び憲法に密接に関連する 基本法制： 憲法制定経緯・憲法 公布 70年を振り返って	161116	憲法に対する考え方についての 意見交換
161124	憲法及び憲法に密接に関連する 基本法制： 立憲主義・憲法改正 の限界・違憲立法審査権		

【ここに注目①】

衆議院を見ると二週間続けて行っていることが分かります。幹事たちがその気になれば毎週審査会を開くことも可能なのです。同じ週に二回開くことも過去にありました。

今後も参議院は水曜日、衆議院は木曜日に開催すると予想されます。

2. 憲法審査会委員の会派別内訳

衆議院

定数 50 内訳：自民 31 民進 10 公明 4 共産 2 維新 2 社民 1

会長：森英介（自民）

幹事（会長含む）：自民 7 民進 2 公明 1

参議院

定数 45 内訳：自民 23 民進 9 公明 5 共産 3 維新 2 希望の会 1 日本 1 無所属 1

会長：柳本貞治（自民）

幹事（会長含む）：自民 5 民進 2 公明 1 共産 1 維新 1

※「希望の会」は、自由党と社会民主党の統一会派。

【ここに注目②】

憲法審査会も他の委員会と同じく、全体の議席と比例して委員数が会派に割り当てられます。選挙結果を受けて、衆議院は自民党だけで 3 分の 2 以上、参議院は自民・公明・維新・日本・無所属を合わせて 3 分の 2 以上の委員数を確保しています。

衆議院では共産・社民・維新が幹事を選出できていません（幹事会に陪席はしている）。

審査会の中での発言数は多数会派が当然多くなります。会派数だけではなく発言数も、「審議が熟した≒採決の時期が来た」の判断材料になります。

3. 憲法審査会における審議 ※会派略称の右横の数字は発言数です。

（1）憲法審査会の手続や議題について

	<賛成>		<反対>
憲法審査会の開催について	維 2	⇔	共 4
皇位継承のあり方について審議を	民 5	⇔	自 2
各政党から改憲草案を持ち寄るべき	維 3・日	⇔	民 2
集団的自衛権容認・安保法制の審議を	民 2・社		
国民世論調査の実施を	無・維		
立憲主義について審議を	民 2		
改正条項の絞り込みを	維		

【ここに注目③】

憲法審査会は、改憲原案の審議と、憲法に関連する法律についても審議できます。だから民進・社民は、皇室典範や安保法制も審議すべきと主張しています。

憲法審査会を開催すべきではないと主張しているのは共産のみです。逆に積極開催を主張しているのは維新です。

(2) 憲法改正内容について

1) 原則的・全体的な内容の改正

	＜賛成＞	＜反対＞
三大原則を変える		⇔ 自6・民3・公3・共・社・維
立憲主義を重んじない		⇔ 自6・民6・公2・共4・社2
憲法制定経緯への疑義	自4・日2	⇔ 自3・民5・公2・共・社・維
歴史的文化的背景を掲げる	自3・公・日2	⇔ 民・維

【ここに注目④】

民進・共産・社民から、集団的自衛権行使容認と安保法制が立憲主義に反する違憲立法との批判が強かったため、自民も「立憲主義・三大原則を前提にする」との発言を連発。同様に、「米国から押しつけられた憲法だから改正すべき」との主張を採らない旨の発言も連発せざるをえませんでした。

自民は他会派からの反発の強い内容の改憲には踏み切らないでしょう。「自民党改憲草案をそのまま提案することはない」と参院自民（中川雅治筆頭幹事）は明言しました。

2) 個別の内容の改正

	＜賛成＞	＜反対＞
前文の見直し	自	⇔ 民3
環境権の付加	自4・公2	
知的財産権の付加	自2	
犯罪被害者の人権の付加	自2	
知る権利の付加	民	
プライバシー権の付加	自	
人格権の付加	自	
表現の自由の見直し	自3・	⇔ 民
財政規律の付加	自4・	
規律密度を高める	自5・民	⇔ 民
皇位継承のあり方の改正	自	
二院制のあり方の改正	自・民	
参議院議員を地域代表と規定	自11	⇔ 公・社
地方自治のあり方の改正	自4・維5	

国会議員任期・定数見直し	自・民		
私学助成のあり方の改正	自 4・		
内閣の専権事項のあり方の改正	民		
解散を内閣不信任の場合に限定	民 2		
<u>緊急事態条項の付加</u>	<u>自 12・民・無</u>		
政党条項の付加	自		
<u>自衛隊・自衛権の付加</u>	<u>自 11・無</u>	⇔	<u>民・社</u>
教育の無償化の付加	維 5		
<u>憲法裁判所の新設</u>	<u>自・維 6・民 6</u>	⇔	<u>公・民 3</u>
裁判官の報酬減額禁止見直し	自		

【ここに注目⑤】

今回最注目は、自民が主張する「参院議員に地域代表的役割を憲法上明記すべき」との改憲論です。それを維新の主張する「地方自治を重んじるべき」という理由が補完します。最も速く合意形成するかもしれません。

次に注目は、維新・民進が推す「憲法裁判所の新設」という改憲論。自民・公明も最終的には与するでしょう。上記二つはどちらも統治機構に関する改憲です。

「現行憲法は抽象的で規律が弱い」という主張も繰り返されました。「加憲」への布石と考えられます。最大の加憲である緊急事態条項の付加や、自衛隊・自衛権の付加はこれからも引き続き注視が必要です。

4. まとめと展望

現在の改憲論は、かつての 9 条を中心にした「護憲対改憲」というものではありません。統治機構に関する議論をも視野に入れなくてははいけません。自治のあり方についてわたしたち主権者各人も意見を持っておく必要があります。バプテストならば慣れているはずで

たとえば「一票の格差よりも、各県の代表を必ず一名以上議員にするための改憲」への反論は何でしょうか。議員定数の増加です。そうすれば憲法をいじらなくても、一票の格差を縮めながら各県の代表を国政に送り出せます。民主制度を成り立たせるための経費（選挙・議会・教育）については税金を惜しまなくて良いでしょう。

憲法裁判所を設けなくても、最高裁の下に「憲法部」を設けるという折衷案もありえます。「本当に憲法を変えなくては実現しないことなのかどうか」を冷静に見極める霊性が必要です。

憲法審査会を根拠づけている「日本国憲法改正手続に関する法律」は不備の多いものです。たとえば「国民投票を有効とする最低投票率」の定めがありません。まずは、この法律の改正を憲法審査会で話し合うように働きかける必要があります。

2017 年初頭からの通常国会、193 回国会にも注視していきましょう。

*今号より、シリーズで「私の譲れないもの」を掲載していきます。

2016年の「私と憲法」

花小金井キリスト教会 藤澤一清

憲法前文

昨年12月、クリスマス用品を求めて、東京銀座の教文館にでかけました。憲法関係の書棚に小さな冊子が積まれているのに目がとまりました。題して『あたらしい憲法のはなし』（復刊）。早速買い求めました。筆者にとっては懐かしい書物でしたから。というのは、敗戦が1945年、その2年半後の1948年に中学1年となった筆者が、社会科の教科書として手にしたものです。もちろん現在手元にあるものとは異なる装丁です。当時のものはB6版、その表紙には、国会議事堂の黄色な写真を背景に「あたらしい憲法のはなし 文部省」と印刷されていたのを思い出します。

読んでみました。中学生には少々難しく、初な筆者には理解できなかったでしょう。しかし、だいじなことが書かれています。

憲法には「前文」があります。高校1年の社会科のテストで白紙が配られ、憲法「前文」を書けという想定外の出題に面食らい、一行も書けませんでした。前文の重要さを、教師は生徒に味わせたかったのでしょうか。〇×式には相当の自信があったのですが…。

その「前文」について、この教科書はこう解説しています。少し長くなりますが引用します。

「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていかなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをします。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、違ったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、違うようなかえかたをしてはならないということです。」

さらにこの教科書は、「前文」の考えを三つ挙げます。第一に民主主義、第二に国際平和主義、そして第三に主権在民主義です。これらの考えがそれぞれ新しいというのは、何と比べているのでしょうか。これはだいじな問いです。いうまでもなくそれは、1889年に明治天皇が作って国民に与えた大日本帝国憲法のことです。この憲法のもとで日本は「富国強兵」の道を歩み、アジア諸国を侵略・支配し、ついには太平洋戦争を引き起こしました。その上、その後始末もしないまま現在に至っています。つまり戦争責任のことです。そのため現在も、近隣のアジア近隣諸国と信頼関係をつくれないうままです。

これに対して、この憲法はだれが作ったのかということの説明をしています。

「こんどの新しい憲法は、日本国民がじぶんでつくったもので、日本国民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります。この国民ぜんたいの意見を知るために、昭和二十一年（1946年）四月十日に総選挙が行われ、あたらしい国民の代表がこの憲法をつくったのです。」

それで、あたらしい憲法は、国民ぜんたいでつくったということになるのです。」

ところが1952年、吉田茂首相（麻生太郎財務相の祖父）が米国と日米安全保障条約に署名し、現在の日米安保体制つまり軍事同盟が始まっていくと、それと軌を一にするように『あたらしい憲法のはなし』も学校から姿を消します。さらに1960年、岸信介首相（安倍晋三首相の祖父）は、日米安保条約を改定して軍事同盟を強化すると、憲法の考え方とそぐわなくなり、自主憲法制定の運動を起こしていきます。現在の改憲の動きは、敗戦直後から始まっていたのです。

とくに安倍首相は、東京裁判のA級戦犯被告の座にあった祖父の怨念を晴らし、東京裁判の否定と憲法の改定を実現しようとしています。また父の安倍晋太郎外相の悲願であったロシアとの平和条約を成し遂げたいと公言します。そのような私情を実現するため、側近をイエスマンで固め、国内外の政策を強行する、その姿勢は独裁者的です。

戦争責任、慰霊と謝罪

昨年5月、G7で来日したオバマ米国大統領は広島を訪問しました。その際、大統領と安倍首相が原爆死没者慰霊碑に花輪を供し、頭を下げました。しかも両者並んで…。これをどう評価するのか、早速、朝日新聞が被爆者の一人である筆者に感想を求めてきました。とっさに「あれは政治的ショーですね」と応えてしまいました。いずれ記事にする際は改めて連絡したいとの由。被爆者団体からは大方は好評で、よくお参りしてくれた、今後、非核運動が広がるとよいつのコメントを述べていましたが…。というのも、広島訪問の予定が公表されたとき、それは違おうだろう、安倍首相がまず行くべきところは中国の南京だと周囲には呟いていましたから。

さらに安倍首相は12月、ハワイ真珠湾を訪問し、大統領と並んで広島と同じセレモニーを行ないました。その際、首相は「寛容の心がもたらすものは和解の力」と演説したと伝えられました。この人はいつから説教師になったのか。この言葉をどこから借りてきたのか。

教会では、説教者は寛容や和解についてのちをかけて語ります。神の痛みつまりイエス・キリストの十字架がもたらす寛容こそが和解をもたらす、と。安倍首相よ、南京に行って「寛容の心がもたらすものは和解の力」と格調高く演説してはどうですか。そこで起こる事態に、あなたは耐える覚悟がありますか。

因みに、菅義偉官房長官は、首相の真珠湾訪問を前に、これは慰霊であって謝罪ではないと力説しました。慰霊とは英語で何というのか、辞書をひいてみましたが、そのまま当てはまるものは見つかりませんでした。もともと慰霊は神のなさるわざであって、聖書のどこにもありません。ですから米国人の多くは謝罪と受け取ったでしょう。菅長官の言い種は、言い分けて言い逃れする政治屋のやり方です。

昨年8月15日のNHKスペシャルで「ふたりの贖罪——憎しみと報復の連鎖を乗り越えて」と題する番組をみました。真珠湾攻撃の総隊長であった淵田美津雄さんは、敗戦後、十字架上のイエスの言葉「父よ、彼らをゆるしてください。彼らは何をしているのかわからないでいるのです」に出会って受洗し、身の危険を感じながら全米各地をまわり、謝罪講演を

しました。筆者も大学生のとき、帰国したばかりの淵田さんの講演を聞いたのを思い起こします。

番組の内容とは違いますが、淵田さんには源田実という無二の親友がいました。真珠湾攻撃の企画者の一人であった源田さんは、責任感の強い淵田さんに攻撃の総責任を託しました。因みに源田さんは、特別攻撃隊（特攻）の企画者の一人で、特攻隊に「神風」と命名した人と伝わっています。その源田さんは、食事に事欠く敗戦直後、筆者の家は何回か来て、家族と丸膳を囲んで少ない食事を分け合ったのを思い出します。源田さんはその後、自衛隊に入り、トップの統合幕僚長に上り詰め、参議院自民党国防族のドンになりました。淵田さんと源田さんの両者をよく知る筆者の父が、こう呟いたことが忘れられません。「同じ二人が敗戦をきっかけに全く違った方向に進んでいった。敗戦によって変わった者、そして何も変わらなかった者…」と。敗戦直後から、この国は変わらなかった者が権力を持ち続け、いわゆる「あたらしい憲法」を根底から崩し、天皇の神格化と戦争を招来した明治憲法の復活を画策し、その機会をねらってきたのです。それは安倍首相の系譜であり、宿願でもあります。

天皇の第二人間宣言、神道政治連盟

昨年8月8日、天皇が公表した生前退位は、憲法改定勢力には大きなショックであったと考えられます。右翼勢力は天皇の我儘と感じ、多数の国民は天皇の公務過剰に同情し、政府は天皇制そのものの議論に発展することになれば、憲法改定勢力の足並みが乱れるのをおそれ、稚拙な幕引きを計ろうと腐心しています。

後日、日本近代政治史の専門で、昨年までの9年間、現天皇のプライベート・アドバイザーであった三谷太一郎さんが、これは天皇の「第二の人間宣言」だと、朝日新聞のインタビューに答えていました。第一の人間宣言は敗戦直後の1946年1月、昭和天皇が行ったもので、それまで天皇は、先述した大日本帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」に基づき、神であったのです。筆者は、戦時中の小学校（国民学校）で、天皇は「現人神（アラヒトガミ）」と擦り込まれました。だから日本人である男子は、お国のために、天皇陛下万歳と唱えて死ななければならない、生きて戻ってはならないと教えられました。そのようにして死んでいった多くの戦死者にとって、「私は神ではない、人間だ」と突然にしかも何の反省もなく言いかえ、なお天皇の地位にとどまり続けた昭和天皇の人間宣言は、いったい何だったのでしょうか。

それとは異なって、護憲派かと思われる現天皇の人間宣言は、国会で憲法改定の審議が動き始めるタイミングを見計らったものであるかもしれません。というのは、安倍首相の「日本を取り戻そう」というスローガンは、そのままの字句でなくとも大日本帝国憲法の復活であり、自民党憲法草案では天皇を、憲法を超える地位、つまり憲法から自由にし、神格的存在に置こうとするように読み取れます。それに天皇が抗っていると勘ぐるのは、天皇との対話を続けてきた三谷さんの性格や視点を少し知っているからです。筆者は、高校1年のとき、三谷さんと同じ屋根の下で過ごしました。父が岡山の伝道を始めるにあたって、まず三谷宅を借家し、その座敷で礼拝を始めました。三谷さんは当時中学3年で、毎日キャッチボール

と相撲をやった相手で、礼拝にも並んで座りました。それが現在の岡山バプテスト教会の始まりです。

三谷さんは、天皇から直接、生前退位の決意を初めて明かされたとき、これは第二の人間宣言だと感じた、と朝日の記者に語っています。三谷さんとは年賀状を交わすだけですが、ことしの年賀はがきには、日本のキリスト教会にとっては重要な指摘だと書き添えました。

明治政府は、近代国家を設立するにあたり、その基軸として天皇制を国家宗教とする憲法をつくりました。この国教は、全国の神社神道を中央集権的に組織化し、天皇を現人神（アラヒトガミ）つまり人間の姿で現れた神として礼拝・崇拜する宗教でした。そのうえで他宗教については、天皇を神として受け入れるかぎり存在と活動を許可するという体制でした。ですから、戦時中の牧師がキリストの再臨について説教したところ、陸軍憲兵隊に拘束され、「キリストと天皇とどちらが偉いか」と詰問されるようなことが起こっていました。

そのような国家神道の体質は、いまでも日本人の心に色濃く残っています。天皇が、自分は神ではない、人間だと宣言しても、天皇制が存続するかぎり、憲法の「主権在民」も「信教の自由」も憲法前文の考え方と齟齬をきたすと、筆者は考えています。そういう意味で、天皇も三谷さんも天皇制維持を前提にしていることには違和感を持っています。

これも昨年暮れのことです。民放テレビでジャーナリストの池上彰さんが、「安倍内閣と神道政治連盟国会議員懇談会」について解説していました。現在、閣僚20名のうち公明党所属の一人を除く19名がこの懇談会の会員だということで、それは異様な状況だと言っていました。この会は、全国の神社を統括する神社本庁を母体とする団体で、安倍首相を会長とし、自民党を中心に300名以上の議員が名を連ねています。その目指すところは、誇りの持てる新憲法の制定、靖国の英霊に対する国家儀礼の確立、天皇男系維持、女性宮家創設反対、東京裁判の否定、夫婦別姓反対などです。さらに改憲の国民運動を起すため「日本会議」を設置、全国的に署名活動を行ない、昨年700万の署名を集めたと報道されました。

私たちが譲ってはならないものシリーズということで、筆者が感じていることやこだわりを綴りました。乱雑な文章ですが、そこに流れている通奏低音は「イエスは主なり」という信仰です。生と死を共にしてくださる歴史の主、教会の主であるイエスを告白しないでは、以上のようなことは書けません。筆者にとってイエス・キリストの信実、誰にも譲れないものです。

追記 脱稿後、先述の三谷太一郎さんへの賀状添え書き「天皇の第二人間宣言は、日本のキリスト教会にとっては重要な指摘だ」に対して返答があり、過分の評価に恐縮、今春、日本近代における天皇制の役割、特にキリスト教との関連についての本を出版するので、出来次第送付するとのことでした。天皇制は不要とこだわり続ける一人の日本人キリスト者として、批判的に読んでみます。また国会で、明治憲法下、福音宣教弾圧の道具であった「治安維持法」の再来である「共謀罪」「テロ対策措置法」が上程されようとしています。その問題性に注目していきましょう。